令和７年度千葉市空家等管理活用支援法人に関する募集要領

１　趣旨

本要領は、千葉市空家等活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下、「要綱」という）第３条第１項に規定する空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　概要

（１）業務内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 24 条第１号又は第５号に定める業務のうち下記の業務とする。なお、イはアと一体的に実施する場合のみとする。

ア　空き家の利活用等（売却も含む）に向けた相談対応及び伴走型支援

イ　空家等の管理又は活用に関する普及啓発

（２）指定数

５法人程度を限度とする

（３）指定期間

令和８年３月２日から令和１１年３月３１日まで

３　応募資格

この募集に応募できるものは、要綱第３条第１項各号の規定をすべて満たすものとする。

４　提出書類及び部数

この募集に応募する者は、以下の書類を提出すること。

なお、表中の留意事項の欄に要領様式と記載のある書類については、本要領で定める様式を用いること。

提出書類	部数	留意事項
空家等管理活用支援法人指定申請書	１部	様式第１号
定款	６部	写し可 正本１部、副本５部
登記事項証明書	６部	写し可 正本１部、副本５部
役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	６部	任意様式 正本１部、副本５部
法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面	６部	任意様式 正本１部、副本５部

前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表	6部	任意様式 正本1部、副本5部
当該事業年度の事業計画書及び収支予算書	6部	任意様式 正本1部、副本5部
これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面	6部	要領様式第1号 正本1部、副本5部
法第24条各号に規定する業務に関する計画書	6部	要領様式第2号 正本1部、副本5部
法第24条各号に規定する業務を行う体制を記載した書面	6部	要領様式第3号 正本1部、副本5部
支援法人の業務に関し参考となる書類	6部	任意様式 正本1部、副本5部

5　指定に係る選考方法

（1）選考会

「令和7年度千葉市空家等管理活用支援法人の指定等に関する選考会設置要領」のとおり、選考会を設置する。

（2）審査基準

令和7年度千葉市空家等管理活用支援法人の指定等に関する基準（以下「基準」という。）に規定する「4 審査基準」によるものとする。

（3）評価

提出された書類の内容を、選考会において、評価のうえで、評価点数が高い順に5法人程度を限度として選定する。ただし、審査員の採点の平均が6割未満の場合は不適と判断し、失格とする。

6　その他留意事項

・この制度は、支援法人の指定により、民間法人が公的立場から空家等対策に取り組む本市の補完的な役割を果たしていくことを狙いとしており、申請にあたっては、法、要綱、基準を十分に参照すること。

・提出書類の差し替え及び追加は認めない。ただし、本市が求める場合はこの限りではない。

・基準「4 審査基準」の内容や選考方法に関する問い合わせには応じない。

・提出した申請書類等は返却しない。

・支援法人として指定されたことによる業務委託料は発生しない。

・市民等との間で生じたトラブルについては、自ら解決すること。

・提出書類や選考結果は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条

例（平成 12 年 4 月 3 日条例第 52 号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、審査期間中は、同条例第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、開示の対象としない。

7　提出方法

郵送または持参による。持参の場合は、事前に連絡すること。郵送の場合は、当日消印有効とする。

8　募集期間

令和７年１０月１０日（金）から令和８年１月３０日（金）

9　スケジュール

令和７年１０月１０日（金）		募集受付開始
令和８年	１月３０日（金）	募集受付締め切り（17 時必着）
	２月	選考・審査
	３月	結果通知送付、支援法人の指定（公表）

１０　提出先・問い合わせ先

所在地	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 1-1
担当課	都市局都市部都市安全課家屋班
電話番号	043-245-5896
メールアドレス	anzen.URU@city.chiba.lg.jp

附 則

この要領は、令和７年１０月９日から施行する。